

「豊かなむらを災害から守る月間」運動実施要綱

1 目的

この運動は、県内の数多くのため池、農地及び林地の地すべり防止区域、山地災害危険地、農地海岸等の防災体制の整備、特に梅雨期、台風期等の豪雨、また、近い将来発生すると想定される、東南海・南海地震による災害の防止のため、積極的な点検指導を行うとともに、県民防災思想の普及を図るなど豊かな県土を災害から守るために実施するものである。

なお、ため池における水難事故防止運動もあわせて実施し、事故防止に努めるものである。

2 実施方針

兵庫県農林水産部関係各課、関係地方機関、市町は、関係団体に協力を求め、危険地域の点検指導と防災体制整備を図るため、別に定める実施要領に基づき積極的にこの運動を展開する。

3 重点実施事項

- (1) 危険地域の点検と防災についての指導を行う。
- (2) 広報活動により防災意識を高め、防災体制の整備を行う。

4 実施主体

この運動は、以下の団体の協賛を得て、兵庫県及び県内各市町が実施するものとする。

兵庫県土地改良事業団体連合会

(一社) 兵庫県治山林道協会

兵庫県ため池保全協議会

5 期間

この運動の実施期間は、毎年6月1日から6月30日までとする。